

令和4年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議 議事録

日 時 令和4年5月30日 (月)

11:00 ~ 12:03

場 所 知事会議室

1 開会

(保健福祉部長)

定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会いたします。

私、本日進行を務めさせていただきます、保健福祉部「京谷」でございます。よろしくお願ひします。

会議の開催に先立ちまして、本部長である知事からご挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

(知事)

北海道知事の「鈴木 直道」でございます。

本日は皆様大変お忙しい中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

道では、「北海道障がい者条例」をはじめとして、「意思疎通支援条例」、「手話言語条例」などに基づきまして、各般の施策に取り組むとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、「障害者差別解消法」に定めます理念の普及啓発に取り組んできたところでございます。

「障がいのある方々が当たり前暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という「北海道障がい者条例」の基本方針のもと、引き続き、多様な価値観を尊重し合う社会実現に向けまして、庁内関係部が連携をし、取組を進めてまいります。皆様のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会の佐藤会長にお越しいただきました。ありがとうございます。障がい者団体の代表としてのお立場から皆様から様々ご意見をいただくなど、差別解消法の施行からこれまでの取組、これを振り返りまして、法改正を踏まえた今後の取組方向についてご議論いただければというふうにご考へているところでございます。

大変限られた時間ではあるが、皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただければというふうに思いますので、本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

(保健福祉部長)

では、議事に入る前にまず、今年度から、新たに本部員にご就任いただいておりますお方をご紹介します。札幌弁護士会の「中島 哲」様でございます。また、本日は、障がい者団体を代表いたしまして、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会会長の「佐藤春光」様にもお越しいただいております。

後程、意見交換の際に、ご発言をお願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第により、2 令和3年度の施策の推進状況、それから、3 令和4年度の取組方針（案）につきまして、事務局から一括して説明をお願いをいたします。

3 議事

(1) 令和3年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について

資料1に基づき、秋田障がい者保健福祉課長より説明

(障がい者保健福祉課長)

事務局の保健福祉部障がい者保健福祉課長の「秋田」でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、まず、令和3年度の「北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」についてですが、お手元の資料1をご覧ください。

1頁目ですが、条例の取組の概要を図で表しております。本条例の推進に当たっては、ローマ数字のⅠにあります、推進本部の設置、右側のローマ数字Ⅱの条例の理念などを広く道民の皆様に普及するための広報、そしてローマ数字のⅢにあります「1 権利擁護の推進」、「2 障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「3 障がい者の就労支援」の三つの柱からなる、各種の施策の推進という三つの取組により、条例が目指す基本理念の実現を図っていくこととしております。

次に、2頁以降で、具体的な取組を説明させていただきます。2頁上段の、「障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」についてですが、昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、書面開催にて、会議を開催しまして感染状況が落ち着いた10月に、対面形式とオンラインのハイブリット方式で意見交換を行いました。

次に、下段の「条例の広報」についてですが、項目(1)条例の理念などの周知では、①の職員による出前講座等の実施、②の条例や差別解消法などに関するパネル展の開催、③の道民フォーラムの開催などにより、普及啓発を行いました。

つづいて、3頁をご覧ください。主な施策の柱の1つ目、「権利擁護の推進」についてですが、項目(1)、虐待や差別等の解消に向けて、①の全道14圏域に設置している地域づくり委員会において、障がいのある方々から申し立てのあった暮らしづらさに関する事案などについて、令和3年度は、全道で2件を受け付けまして、協議を実施いたしました。また、②の「北海道障がい者権利擁護センター」における相談・報告件数は、108件となっており、このうち45件を虐待相談として、市町村等の関係機関へ通報するなどの対応を行っております。

なお、詳細な受付状況につきましては、6頁から11頁に掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

つづきまして、4頁上段をご覧ください。(2)に飛びますが、障がいや障がいのある方に対する道民理解を促進するため、虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や関係法令をわかりやすく説明したパンフレットを、各種イベントにおいて配布したほか、いしつうしえんじょうれいおよしむわけんごじょうれい意思疎通支援条例及び手話言語条例に関するパネル展を開催するなどいたしました。

次に、下段の施策の柱の2つ目、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」についてですが、(1)のとおり先ほど御説明いたしました14圏域の地域づくり委員会では、障がいのある方などからの申立事案に加え、委員会が自ら把握した地域の様々な課題について協議しております。各地域づくり委員会が協議した課題については、資料の7頁に掲載しておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

(2)地域支援体制づくりの推進については、相談支援体制づくりなど、市町村が行うことが望ましい事項を定めた地域づくりガイドラインを活用し、道が委嘱している地域づくりコーディネーターと振興局とが連携し、相談支援のための市町村の体制整備に向けた助言などの支援を行っております。

5頁をご覧ください。施策の柱の3つ目、「障がい者の就労支援」についてですが、(1)のとおり、本条例第33条の規定により設置をしております「障がい者就労支援推進委員会」からいただいた御意見を踏まえながら取組を進めてまいりました。その主な内容ですが、(2)のとおり、企業等と連携した取組として、障がいのある方を数多く雇用している実績などを有する180社を「障がい者就労支援企業」として認証するとともに、授産製品について、販売スペースを提供したり、営業用の粗品として採用するなど、障がいのある方の就労の応援に積極的な企業や市町村の事例を広く紹介する制度、いわゆる、～道民一人1アクションについては、587企業、75市町村に登録していただいております。

(3)ですが、「特定随意契約制度」を活用するなどして、授産事業所などへの優先的な発注を進めた結果、令和2年度の道における調達実績は、479件、1億1,721万1千円となっております。なお、令和3年度の実績については、集計作業中ですので、ご了承をお願いいたします。

(4)になりますが、授産事業所の経営改善や受注拡大などを図るため、北海道社会福祉協議会を「北海道障がい者就労支援センター」を運営する法人として指定をし、販路確保や商品開発のほか、授産事業所の製品カタログを掲載する専用のホームページを活用した共同受注システムを運用し、令和3年度は166件の商談が成約しております。

最後に、(5)の授産製品の販路拡大については、企業との包括連携協定に基づきまして、大型商業施設の協力を得て、1つ目の丸にあります札幌や苫小牧の店舗で定期的に授産製品を販売するとともに、二つ目の丸にあります、コンビニエンスストアチェーン店のポイント交換カタログで授産製品を取扱うなど、授産製品の販路拡大を行いました。この他にも、授産製品を販売する農福連携マルシェを開催をし、オンラインを活用した販売も行ったところでございます。

このほか、12頁から16頁には、本条例第2章に掲げる基本的な施策の概要を取りまとめておりますので、後ほど御確認をください。

「令和3年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」については、以上でございます。

(2) 令和4年度北海道障がい者条例の取組方針(案)について

資料2に基づき、秋田障がい者保健福祉課長より説明

(障がい者保健福祉課長)

続きまして、令和4年度「北海道障がい者条例の取組方針(案)」について御説明いたします。資料2をご覧ください。

1頁に、今年度の取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を整理しております。

まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、(1)障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視、(2)地域間格差の是正、(3)幅広い関係者と連携・協働した施策の推進、(4)道民の理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。

次に「重点方針」としまして、1点目、「条例の広報」ですが、今年度についても、引き続き、道職員による出前講座のほか、差別解消法に関するフォーラムの開催や、パンフレット、パネルなどの様々な啓発資材を活用して、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。

2点目、「権利擁護の推進」につきましては、関係機関との情報交換や障がいのある方からの相談事例に関する協議など、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、「意思疎通支援条例」に基づきまして、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」を活用した普及啓発に努めるなど、情報の保障に係る合理的配慮が提供されるよう取り組んでまいります。また、差別解消法の改正により、民間企業等においても合理的配慮が義務となりますことから、これまで以上に民間企業等を対象とした周知に取り組んでまいります。

3点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会で取り上げ、協議していくほか、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化を踏まえ、親亡き後の地域生活を支えるための「地域生活支援拠点等」を整備するなど、総合的な相談支援体制の確保に向け、支援してまいります。

最後に、4の「障がい者の就労支援」について、引き続き、一般就労の推進に向けた様々な機関とのネットワークづくりを進めるとともに、障害者優先調達法に基づく授産事業所への発注の拡大や、就労支援センターによる販売機会の拡大に向けた取組などを推進してまいります。

なお、2頁以降は、今年度の関連施策の概要についてまとめておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

(保健福祉部長)

ただいまの資料1、それから資料2に関し補足する事項、また、ご質問ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、報告事項及び協議事項につきましては、以上とさせていただきます。
次に、4の意見交換に移りたいと思います。冒頭の知事のごあいさつにもございましたが、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、6年を経過したところでございます。ここで、まず、道における取組状況などにつきまして、保健福祉部から説明をさせていただきます。

4 意見交換

テーマ「障がい者差別解消法（平成28年4月1日施行）～法施行から6年間の歩みと、一部改正施行後に向けて」

資料3に基づき、秋田障がい者保健福祉課長より冒頭説明
説明後、意見交換

（障がい者保健福祉課長）

引き続きましてご説明を申し上げます。それでは資料3をご覧ください。

1の法の概要についてですが、この法律は「障害者権利条約」の批准に向けた、国内法の整備の一環として、「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものです。全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に制定、平成28年4月に施行されたところでございます。

この法律では、(2)の内容をご覧いただきたいと思いますが、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2つを柱として、その実施を国や地方公共団体等の義務としております。

差別的な取扱いの禁止については、民間事業者に対しても義務づけられておりますが、努力義務とされておりました民間事業者の合理的配慮の提供を法的義務とする、改正法が令和3年6月4日に公布されたところでありまして、公布から起算して3年以内に施行されることとなっております。

なお、これまでの障がいの権利擁護に関する法律等の主な動きを、参考に別にお配りしておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

次に、2頁の「2 道の取組状況」の(1)これまでの取組状況についてですが、まず、アの「職員対応要領の策定」については、私ども道庁全体として、障がいのある方への、よりよい対応ができるよう、平成27年12月にサポートブックを取りまとめ、説明会を開催するなどして職員に周知を図ってまいりました。

次に、イの「相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置」についてであります。先ほど条例に関する施策の推進状況でも触れました14圏域毎に設置している障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を本法律に基づく、「障害者差別解消支援地域協議会」にも位置づけまして、個別案件あるいは地域の課題について、協議・あっせん等を行っているところでございます。

次に、ウの「北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催」についてであります。障がいのある方への差別の解消をオール北海道で進めるため、平成28年3月に国や市町村を

ふく かんけいぎょうせいきかん こうせい かいぎ せつち どうない じつたいはあく じょうほうこうかん
含めた関係行政機関で構成する会議を設置しまして、道内における実態把握と情報交換を
おこな
行ってきたところでございます。

さいごに、エの「啓発活動の推進」についてですが、市町村を対象に説明会を実施するほ
か、法の趣旨を道民の皆様知っていただくためのフォーラムを全道各地域において開催
してまいりました。

また、しょうがいのある方の権利擁護や差別解消法の啓発パンフレット、ポスターの作成、
はいふ けいはつ でいーぶいでいー か だ ちいきえふえむ かつよう こうほうかつどう きょういくちょう れんけい
配布、啓発パネルやDVDの貸し出し、地域FMを活用した広報活動、教育庁と連携し
た、しょうちゅうがっこうむ しょうざい さいせい ままごま ほうほう ふきゅうけいはつ おこな
た、小中学校向けの教材の作成など様々な方法で普及啓発を行って来たところです。

次に、(2)令和4年度の取組予定ですが、アの「相談対応・紛争の防止又は解決」と
して、引き続き、地域づくり委員会において、相談への対応と必要な協議等を適切に実施
してまいります。

次に、イの「市町村における取組の推進」ですが、法で努力義務とされている
「職員対応要領」の策定や、「しょうがいしゃきべつかいしょうしせんちいききょうざいかい せつち について、引き
つづ たら おこな
続き、働きかけを行ってまいります。

次に、ウの「道職員の理解促進」ですが、各所属での職場研修や新規採用職員研修を通
じて、引き続き、職員の理解促進を図ってまいります。

次に、エの差別解消推進連絡会議につきましては、関係機関との情報交換や各種課題へ
の対応について検討を行うため、引き続き、国や関係行政機関と連携して対応してまいり
ます。

最後にオの「啓発活動の推進」ですが、道民フォーラムを開催するほか、地域づくり
推進員等研修の実施や、各種広報媒体を活用した、普及啓発を行う予定です。

以上、道の取組について、ご説明を申し上げました。道としては、北海道しょうがい者条例
に基づきまして、しょうがいがある人もない人も、共に安心して地域で暮らすことのできる
しゃかい じつげん む さべつ かいしょう しょうがいのある方の権利擁護の推進に努め
てまいりますので、引き続き、各部署及び学識経験者本部員の皆様並びに関係団体の皆様
のご理解とご協力をお願いを申し上げます。以上でございます。

【意見交換】

(保健福祉部長)

つづ かいぎしだい
続きまして、会議次第にございますように「しょうがいしゃきべつかいしょうほう ねんかん あゆ
いちぶかいせいしこうご む ほんぶいん みなさま げんじょう かない ごいけん
を伺えればというふうに考えてございます。まずは、いっばんしゃだんほうじんほっかいどうて
育成会 会長 佐藤様より、お願いいたします。

○一般社団法人北海道手をつなぐ育成会：佐藤会長発言

ほっかいどうて いくせいかい さとう
北海道手をつなぐ育成会の「佐藤」です。私の意見を発表する前に、北海道がしょうがい
しゃだんたい いけん きば むこう くださったことに感謝を申し上げたいと思います。ありが
とうございます。それでは私達の一般社団法人北海道手をつなぐ育成会を少し紹介して、
この議題とどういうふうに絡んでいるかということをご理解願いたいと思っています。

私達の会が設立されたのは、昭和30年8月28日、北海道大学の中央講堂で、親や、学校の教員や、大学の先生、医者などが集まって、障がい者の現状をなんとかしようとして作られたのが始まりです。当時は障がい者に対する偏見や差別意識も今は比べものにならないくらい強くて、特別支援学校や特別支援学級、それから障がい者施設の建設にも住民から反対運動が起きるなど、厳しい時代だったと。つまり、障がい者が地域に暮らすという事自体が厳しい時代だったと。その過去の現実、「いやそれは過去じゃないか」と思うかもしれないんだけど、その過去の現実が実は今も北海道にそのまま根付いているのではないかと思うのです。考えて欲しいのは、養護学校がある場所です。たくさん人口のいる都会にありますか、圧倒的多数は田舎にあるんです。施設をを考えてみてください、施設は暮らしやすい地域にありますか、ないんです。全部山奥とか人があまり住んでいないとこにできてきた。それからもっと言えば、東京などで住民の反対が強いから北海道にわざわざ造ったところもあります。苫小牧（市内）の施設なんかはそうです。東京からわざわざ来て北海道に造ったんです。ですから、そこは、東京から支援費が出てるんです。だからそういうのが、今の、北海道にも、その頃のことが、今でも尾を引いている。だから逆に言えば、障がいを持ってる家族が普通に地域で暮らすことが大変な現状は、今も、大なり小なりと言ったら変ですけども、あるということを是非知っていただきたいと。そういう障がい者の現実に対して、私たち育成会は本人の声や家族の声をまとめて、北海道に届けて、今までご支援してもらってきたというのが現状なんです。

例えば、義務教育ありますよね。健全者が義務教育の9年間が実現したのは、昭和24年です。同じ義務教育ですが、すべての障がい者の義務教育が実現したのは、昭和54年です。30年経ってからやっと障がい者も義務として全員が学校に入れるようになった。それまでは、就学免除とか、いろんな方法で、障がい者が中々学校に行けなかった。それが実態なんです。みんな行けるようになったじゃないかと思うかもしれないけど、白老で簡単に言えば、つい最近、白老（町）でも議会で決議を挙げて、胆振東部に障がい児学校を造って欲しいと要望したんです。道でも頑張ってくれて苫小牧（市）にできたんですが、考えてみてください。小学校に入る時から、今までは、障がい者が重たければ、平取（町）に行って、寮に入って、そこで暮らしていた、ずっと。つまり、今も若干緩和されたと言いつつ、障がい者が地域から消えるという図式は同じようにあるという事なのです。そういう意味で考えたら、北海道の学校教育もやることはたくさんあると思う。徐々にお願いしたい。それで、例えば僕も高校なんか行って最初びつくりしたのが、大の大人ですよ高校だから、それが8畳間の部屋に4人、2段ベッドで高等養護学校の全寮制ってのはそういう実態なのです。ですから、白老から行った人でも自閉の子なんかで、非常に他の人と一緒にいること自体が苦痛な子はトイレに逃げ込んだ。そういうことを、一步一步、是非、道では解決して行って欲しいです。

僕は元々教員なんですけど、平成8年頃、特別支援学級がある学校は白老（町）でも一校でした。白老（町）に限らず隣の苫小牧（市）も一校です。中学校が苫小牧（市）に山なみ分校とあって大きい苫小牧市内から一校に集められて中学校があった。つまり、同じ日に運動会があるんです。同じ日に学芸会があるんです。子どもが2人いる親は、地域の学校と、その特別支援学級のある一校に、股裂きになるんですね。だから、そういうのは、

今は殆ど全道的に頑張ってくれたんで無くなりましたけど、大分、長く続いたっていうこと。なんでそんなこと今頃言ってるかと思うかもしれないけど、障害者権利条約が（国連において）採択され、7年後わが国では障害者差別解消法ができました。我々はこれを非常に期待したんですよ。ところが、この障害者差別解消法が施行された4月から3ヶ月後の7月に何が起きたか。今からちょうど6年前です。津久井やまゆり園事件って覚えてますか。その事件が起きたんですよ。日本の施設で19人が殺される、それは戦後最大の殺人事件だった。彼の主張は、障がい者は世の中にいらないんだっていうことだった。それがあったんですよ。その後、一連の、例えば当事者が20年間も30年もね、座敷牢みたいな所に入れられて餓死したとか、つい最近で言えば、北海道でも（当事者に対する虐待事件）色々あったり、それからオリンピックでもありましたよね。いろんなことが。だから、そういう根っこを残念だけど、引き継いで今がある。僕から言わせれば、北海道が是非頑張るって欲しいと思うのが、北海道が先駆けて、一歩でもいいから、その壁を破って行っていただきたいなっていう気がするんです。今も、親や家族は、その中でやっぱり苦しんでるっていう実態を、是非知ってていただきたいなという気がします。

嫌と思うかもしれないですけども、東日本大震災があった時、丁度、施設で働いてたんですよ。「あっ、これは凄い、地震だ」と言って、急いで利用者をみんな家に帰したりしたんですけど、その後、テレビで見て、これはもう大変だということで、実はその後、1週間経って東北に行っただけです。わかったのは、その避難所に障がい者がいなかったんです。「えっ」と思うかもしれないけど、本当にいなかった。何故いなかったかっていうと、例えば僕らの子どももそうですけど、奇声を発したり、ウロウロしたり、そんな避難所にそういう人達がいたら、「うるさいな」とか、「もうあっち行け」とか、色々なことがあって、結局、親はいれなくなって、外で暮らしたり、崩れかけた家で暮らしたりって、そういう現実だったんです。それで、私達は急遽、北海道のいろんな団体に呼びかけてカンパ集めて、僕らは岩手県ですけど、岩手県の育成会に、これでなんとか障がい者の避難所だけを作って欲しいとやったのを覚えてます。

それからだいぶ経って、つい最近、北海道の地震起きましたよね。東胆振大震災（北海道胆振東部地震）、この時は、僕も同じ胆振ですので、すぐ次の日行っただけですよ、道路も寸断されて大変な中、そこで、わかったのは、高等養護学校とか行ってる子ども達はみんな帰されたと言ったらおかしいかもしれないけど、次の日、養護学校からお子さんを連れに来て欲しいと、停電しているし、食べ物も無いから連れに来て欲しいと、でも、穂別（町）とか、むかわ（町）ってのは、最も悲惨な地震の被害を受けたところなの。その親が大変な道路を伊達（市）まで連れに行っただけですよ。で、家に連れてきたと。だけど、近所のお年寄りも大変被災を受けていると、なんとか近所に手伝いに行かなければならない。でも、一番困ったのは自分の子どもなんです、家に黙って置いておけない。だから、こういう時に、行政がもうちょっと温かく、逆に言えば、子どもや親の顔が見えるやり方をとれば、僕は違ったんじゃないかなっていう気がする。お金の問題じゃなくて、逆に言えば、そういう親や子ども、障がい者の顔が見れる施策を是非ともお願いしたいというのが、僕のお願いなんです。

1週間ぐらい経った時に、安平町で同じような事を感じたんですよ。安平町の親がクラ

ウドファンディングといって、障がい者の居場所を作りたいと出した。あの時、確か100万か200万円ですね。どういうことかという、安平町でもやっぱり障がい者の居場所が無かったんだなっていう。その後、尋ねたんですけど、やっぱりそういうことが北海道でも起きている。この広い北海道でもそういうことが起きた時に、障がいの事をきちんと理解して避難所で受け止めてくれるには、まだまだ時間がかかるっていうことなの。ですから、法律というのは素晴らしいものが僕はできたと思っている。だけど、そのことがきちんと地域で根付いて、地域の人もきちんとやれるまでには、まだ時間がかかるのかなという気がします。

私達も微力ではあるんですけども、この間いろんな事を学んで、障がい者が地域で暮らすために、必要と思われる取り組みをやってきました。その一つは、知的障がい者っていうのは、騙されることが多いんですよ。うちの施設でもあったのが、免許も無いのに、結構、一番障がい程度が軽かった人ですよ。その人が業者に騙されて、免許も無いのに、80万か90万の中古車、車検無いんですよ。それを売りつけられて、親も一緒に居たのに、そうやって売りつけられて、結局は払う羽目になったり。それから契約書もきちんとあって、この車も売るといふうになってるから、車検も切れていてどうしようもない車なんです。それから、別な人は、15年間以上に渡って、月1万5千円ぐらいのローンを組まされて、ずっと払っていたんですよ。それは、「あんたもう成人式でしょと和服あったほうがいいんじゃない」って、そういうふうにして売りつけられたり、その後は「和服にはちょっと毛皮のマフラーみたいなのがあった方がいいよ」、そういうふうにしてずっと月々1万5千円月々支払わされてたんですよ。ですから、数えあげればきりがなくらい、知的障がい者ってのはそこが問題なんです。他と違うのは自分で判断する力が弱い。それから周りに相談できる支援者がいなければ、いつでも騙される（可能性がある）ってことなの。ですから、我々が取り組んでいる一つは、本人になんとか少し学んでいってもらおうと、そういう知識（判断力）を付けてもらおうと。それで、実は本人活動や、本人の会を、この間ずっと作る支援をやってきました。特に本会の全道大会は、（開催会場）全道廻って実施しているんですけど、合わせてその地域で本人の会の設立や、本人会活動を支援してきています。（全道大会の他にも）年間通して何回か学習会、その他やっていまして、実は昨日、その本人の会の（皆さんを対象にした）ピアカウンセリング研修会っていうのを「かでの（2.7）」でやったんですけど。コロナの影響というのが凄い。障がい者にもかなりの影響をきたしてるんだと分かりました。何かというと、今まで活発的にやってた人が、凄い高齢化したように感じたんですよ。老けたんです。歩くのもままならない感じになった。何故かっていったら、コロナは結局外出を阻害する、いろんなことをできなくする。結局、家に籠もってる。そういう中で、後退っていうかね、起きたんだなというふうに思いました。ですから、これからは今の話とは別なんですけど、本人に対する学習やいろんな取り組みを進めていきたいと思っています。

もう一つは、会として、前に、（本会の）那須野会長が、実はここに来てた何年か前に言ったと思うんですけど、啓発隊というのを育成会で作りた。そして、多くの人に、できれば実際に体験（知的障がいの疑似体験）してもらって、知的障がいってのはこうなんだな、発達障がいというのはこうなんだなということ、わかってもらおうというこ

とで、実はこの間、北海道で取り組みを進めてきて。今、札幌、帯広、遠軽、室蘭の4ヶ所で、本会の会員による啓発隊チームができた。一番活発にやっているのは札幌で、札幌では札幌市の新人職員に対して、その啓発隊が年に1回、体験してもらって覚えてもらう(対応の仕方等)とか、この間は、弁護士さんの司法修習生の新人に対して頼まれた(研修会の講師)というふうに言ってます。ですから、是非北海道でも、体験してわかることって結構あると思うんですね。ですから、育成会の啓発隊なんかも活用してもらって、是非その中に組み込んでいってほしいと思っています。

実は一つだけ、20数年前から、障がい者本人達が要求していることなんです。道に。それは何かというと、療育手帳、いろんなバスとか汽車に乗るとき半額になる。ありますよね。いろんな時に、動物園に行く時、無料になるとか。この療育手帳を何とかカード化して欲しい、これ20数年前から言ってるんです。ところが、未だに実現してないんですね。実は国の法律も変わって、2019年4月の省令改正で、自治体判断でカードによる発行が可能になったんです。ですから、そういう中で、山口県とか、何県かはそういうふうになってきてるんです。お金もかかって大変だとは思いますが。この事を、もし北海道で実現してくれたら、僕は本人達が非常に北海道に対する信頼ってのを増すだろうし、本人達が言ってきたことの一つでも実現したとなると、私はそれは彼らの生きていく自信にもなるし、これから違ってくるんだと思います。ですから、是非、大変だと思うんですけど、この療育手帳のカード化、なんとか実現して欲しいと心からお願いをさせていただきます。

最後に本人達の活動のスローガンとなっている。「私達に関することは必ず私達を交えて話し合っ決めて欲しい。」当たり前なことなんですけど、北海道でもいろんな機関(審議会等)があると思うので、是非、そういう時に本人も加える、本人の意見を聞く場面を是非つくっていただけたらありがたいと思います。

以上で私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございます。

保健福祉部長

ありがとうございます。当事者団体の立場から様々な課題がまだまだあるんだということをご意見いただきました。カード化のことも含めまして、我々、地域づくり委員会を持っておりますので、そうした場などで、当事者の方とまた更に引き続き議論を深めていきたいというふうに思っております。続きまして、鈴木様よろしくお願いたします。

○鈴木委員発言

北海道医療大学の「鈴木」と申します。よろしくお願いたします。

今日は、大学教員という立場と、あとは自分自身と、息子が聴覚障がいがありますので、親の立場から少しだけお話をしたいと思っております。お話ししたい点は2点だけです。

まず1点目はですね、法律ができて、少しずつこう進んでいく中で、自分の身の回りの中でですね、人によって捉え色々あると思うんですが、私の場合には道民の方の理解であるとか、或いは、目に見える形での取組ということでは、少しずつですが着実に進んでいるんじゃないかなというふうに思っております。

大学の教員をやっているんですけども、大学の学生さんの中で、講義や演習に関して配慮を求める学生の方々が、いい意味で着実に増えてきております。そういう事を考えた時に、障がいを持っていらっしゃる方々の入学生が増えてきている。その増える可能性とか、良い意味での可能性ということと、それらを申し出しやすい状況になったのではないかなというふうに考えておりました。

法律を踏まえて、私共の大学では、障害学生支援規定を作成をして、個別の教育支援計画なども作って行っているんですけども、全国の大学の状況を見ますと、その対応要領が作られてるといところが実は7割位しかまだ実はないというふうな状況がありますので、ちょっと道内の状況はわからないんですけども、その辺りがもう少し広がっていけばいいなというふうなところと、こういう対策ができて教員や職員の中にそのマインドといいますか、意識が伝わってないと意味がないと思いますので、そういうようなところはこれからも、うちの大学もそうですし、世の中の大学或いは高校小学校と広がっていけばいいなというふうに思っておりました。

それと2点目ですけども、今年の5月に、実は大学の授業で内部障がいと言って、人工肛門をつけられた方にですね、ゲストで来ていただいたんですけども、リハビリの学生さんであるにもかかわらず、聞いたことはあるけれど、どんな本当に生活のしづらさがあったりとか、或いは苦勞といいますか、というのがあったというのが凄くいろんなことを気づくことができたというところがあったんですね。そう考えた時に、やはり今、道としても一生懸命やられてるって思うんですけども、やはり道民の理解の促進であったりとか、意識の啓発っていうのは、多分終わりが無いものだと思いますので、肢体不自由の方とか、或いは、補聴器を着けている、僕も実は着けてるんですけども、聴覚障がいだったりとか、目の白杖を使っていらっしゃる方っていうのは割と見えやすいですけどもね。目に見えにくい内部障がいの方々の事を含めた知的障がいの方とかもそうかもしれないですけども、理解といいますか。そういうふうなところを広く知ってってもらいたいなと思いますし、道の方でもそういうようなことも、取組っていうのはなされてると思うんですけども、おそらく道がやられる部分だけでは足りないと思いますので、そこはやはりフォーマルの部分と、インフォーマルな部分がタッグを組んで、そして障がい手帳持っているというふうな方々だけを対象にするのではなくて、僕も手帳は無いんですけども、困ったりとかするわけなんです。そういうような方々を広く包含できるようにですね、民間の方に対してリーダーシップをとっていただけるといいのかなというふうに思います。他の方もお話されると思うんで、以上で終わりにします。ありがとうございました。

(保健福祉部長)

ありがとうございます。学内の取り組みなど、貴重なご意見いただきました。我々も引き続き、障がいの多様性をより多くの方に知っていただけるよう、それから、法の趣旨がきちっと浸透するように、取り組んで参りたいと思います。

ここでリモート参加をしていただいております。社会福祉法人あむ理事の大久保委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大久保委員発言

皆さんこんにちは。リモート参加で申し訳ありません。札幌市中央区の方で社会福祉法人、障がいをお持ちのお子さんや大人の方のケアをしている法人で理事をしています。それから、別のNPO法人で北海道全体の障がい関係の相談員とかサービス提供者の方達の研修の企画等に携わっています。大学の方にも居まして、札幌学院大学の方で福祉を学ぶ学生と一緒に勉強しております。その子の立場でいくつかだけお話しさせていただきます。

一つはですね、合理的配慮の事なんですけれども、さきほど育成会の佐藤会長様がおっしゃったとおりですね、実はそんなに北海道全域ですね、障がいの方達が暮らしやすくなっているかという、そうではないというのは僕もすごく思いますので、私達は障がいをお持ちのお子さんとかご本人とかご家族を支える立場ですけど、中々進んでいなくて非常にもどかしいと思っています。

その中でも身近な例でいいますと、私達が関わっています6才の1年生になったばかりの人工呼吸器を着けている気管切開をしている女の子がいますのですが、その方は札幌市の独自の取組でもあるんですけど、ご本人のお兄ちゃんが通っている近所の学校に通えているんですね、今のところ。

介助者も付きまして、看護師も付いて、放課後、実はご両親働いてるんですけども、放課後はですね、医療的ケアを受けながら児童デイサービスに行っているんです。一昔前では考えられなくて、気管切開している子ども達がですね、呼吸器着けながら普通学級に行って、しかも放課後そうすることもありえなかったんですね。そういう意味では随分良くなっていると思うんです。

ただ、一方ですね、これは希な例なので、これは札幌市以外に広がるかというところではないですし、ましてや稚内どうなんだとか、根室どうだった時に全然難しいと思うんですよね。ただ、好事例もありますので、そういう事例をピックアップしていただいて、こんなことができるかもしれないよということを、道の方で全道に広めていただくのが一つ良いのかなと思っています。

2つ目がですね、今日の資料1にありました、不当な差別的な取扱いは減っているのかというですね、実は僕はあんまり減っていないなという実感がありまして、3ページですかね、虐待の通報の関係なんですけども、僕の手元の資料で、この地域づくり委員会の令和元年度の資料を見ますと、通報件数は増えているんですね。通報件数増えているのは良いと思うんです。良いというか良くないんですけど、いろんな人が虐待に関して関心をもって過ごしていただいていると、通報した中で実際は認定件数は少ないんですね。それはそれで良いんですが、令和元年度と令和2年度は、資料1の8ページ、令和3年度の権利擁護センターの資料ですけども、令和元年度と比べましたらですね、約2割くらい減っているんですね。虐待認定件数が良いなと思うんですが、でも、例えば身体的虐待は同じなんです。一年前と放棄・放任に至っては増えているんですね。つまり、その不当な差別的取扱いが減っているかという、なんかこう実感的にはあまりない感じがして、これはまずいと思っているのは、養護者の方ではなくて、事業者なんです。ある意味ほぼ税金をいただいている事業者が、これを起こしている、まだまだ起こしているというこ

とに非常にがっかりするというか、憤りを覚えます僕なんかは、当たり前のことなのに。
うちの法人でやっているんですけど、地域づくりを色々取り組んでいます。近所の方達と色々な事を。道の資料で調べますと、例えばですね、名簿上ですけども、グループホームが道内に800弱あるんですよ。B型事業所に至っては1,200位あるんですよ。お子さんが通う児童デイ・放課後等デイは大体800くらいあるんですよ。そうすると、事業者がまず自分達がちゃんと税金もいただいて、障がいのある方達をちゃんと守りましょうということと並んで、それこそ地域づくりですよ、広報活動とかですよ、やってもらうと、振興局単位で色々動くのも大事ですけども、まず事業所がちゃんとやりなさいと、事業者の方達が権利擁護はもちろんですけども、近所の町内会にちゃんと顔をだすとか、そういうふう地域の方を巻き込むという活動をしていただきたいと思います。以上です。

(保健福祉部長)

ありがとうございます。合理的配慮が必要な場面、具体的な例でご意見をいただきました。引き続き、こうした合理的配慮が促進するように努めて参りたいと思います。続きまして、中島委員よろしくお願いたします。

○中島委員発言

今年度から委員になりました「中島」と申します。よろしくお願いたします。

私は、札幌弁護士会の高齢者障害者支援委員会という、障がいに関する課題を扱う委員会に所属しております。また、個人的には、知的障がいと自閉症スペクトラム障がいを持つ小学生の子どもの親でもあります。

今回のテーマは障害者差別解消法ということで、まず、法の周知や理解についてお話しさせていただきます。

まず、法の理解の中身ですけれども、ここでいう「理解」には、大きく分けて、障がいそのものについての理解と、合理的配慮等の差別解消措置についての理解の2つがあって、この2つは相互に関連していると考えています。

例えば、車椅子を利用している等の身体障がいは比較的外見から分かりやすく、また、これに対して求められる合理的配慮も、段差にスロープを渡す等定型的なものであることが多くて、これらについての理解は進んできているように感じられます。

他方で、知的障がいや精神障がいの場合、外見からは分かりにくくて、かつ、求められる合理的配慮も非定型的なものである場合が多くなって、これらに対する理解はまだ十分には進んでいないように感じます。

例えば、皆様は、電車の中で、大声で何ごとか呟いている人を見かけたそんな経験がありませんでしょうか。その人はひよっとしたら自閉症の人かも知れません。

子どもの頃の私は、あの人達について、うるさいなあ、なんか怖いなあ、とか、自分が変に思われているのを知ってないんだろうなあ等と思っていました。

恥を忍んで申し上げれば、私は、大人になってからも、息子が生まれ、その障がいと向き合うようになるまで、まだ理解していませんでした。

実際には、彼ら、彼女らは、自分の行動が周囲から奇異の目で見られていることをよく分

かっています。そして、自分でも止めたいと思っているのですが、止めることができないのです。それが社会生活上どれほど辛いことでしょうか。

周囲がそれを理解しているかどうかで、社会の彼ら、彼女らに対する見る目も大きく変わるとおもいます。

そういった障がい特性自体の理解を広めることが、差別解消措置の理解を広めることにも繋がると考えています。

次に、一部改正による民間における合理的配慮の義務化についてお話しします。

實際上最も問題となるのは、合理的配慮の提供のためにかかる負担の問題だと思っておりますので、その点について、2つの点を指摘させていただきます。

まず、1つ目として、合理的配慮は「実施に伴う負担が過重でないとき」に提供しなければならないとされています。そこで、どういった場合が「過重」なのか、何らかの基準を示して欲しいと考える民間企業は多いと考えられます。

この関連で、雇用の場での差別解消について触れさせていただきますと、雇用の場では平成28年に合理的配慮提供義務を盛り込んだ改正障害者雇用促進法が民間にも適用ある形で施行され、既に一定の裁判例の集積も進んでいます。

また、2つ目として、合理的配慮の提供にあたって、過重な負担までは求められないとしても、差別解消法は合理的配慮を提供する側に一定の負担をかけることを前提としているため、障がいや合理的配慮そのものへの理解がないと広まっていきません。

そうした観点からすると、合理的配慮というのは、相手方の一方的犠牲によって障がい者だけが利益を得るといった対立的とか片面的な関係として把握すると上手くいかないんじゃないかと考えています。

最新の北海道障がい福祉計画から数字を拾っていくと、北海道の人口に占める障がい者の割合は、平成30年度段階で身体障がい者が5.6%、知的障がい者が1.2%、精神障がい者が3.2%であって、合計するとちょうど10%になります。

この、いわば最大のマイノリティとも言うべき障がい者を、社会の労働とか消費の場面に受け入れるための合理的配慮の提供は、ただ障がい者の人権保障というだけでなく、労働の場面ではその能力を発揮してもらって戦力として活用する手段であり、消費の場面では大きな眠れる顧客層を拡大する手段として機能することになると考えています。

このことを思えば、合理的配慮の提供というのは、少子高齢化が進む日本において、双方のWin-Win関係を構築する手段として捉えることが可能はずです。

そのためには、障がい者を社会に包摂するという「INCLUDE」の視点は勿論ですが、企業や障がいを持たない人を巻き込んで合理的配慮を考える「INVOLVE」の視点が重要であると考えています。

北海道は、人口に対する障がい者の割合が全国平均よりも高いです。これは、単純に北海道に障がい者が多いということではなくて、北海道では、差別を恐れて障がいを隠すようなことがなく生活できている人が多くいることを意味しているのではないのでしょうか。

このような北海道だからこそ、様々な人達を巻き込んだ合理的配慮を考えていくことが可能ではないかと考えます。期待しています。以上です。

保健福祉部長

ありがとうございます。先ほどの大久保委員のお話にもありましたけれども、事業所ですとか、民間企業などでの合理的配慮の一層の理解促進が必要だということですので、我々も何か工夫をさせて進めていただきたいと思います。

では、日置委員よろしくお願いたします。

日置委員発言

私の方は立場から言うと、重度障がいをもつ娘、30歳になる娘の介護中の家族として。また、釧路でNPO法人を20年運営していて、障害福祉サービスを含む、その他、子どもや若者、生きづらさを抱える方達の支援を当事者と一緒にやっている立場と。あと、大久保さんと一緒なんですけれど、人材育成のNPOの中で、研修や担い手の育成を行っているという、3つの立場からお話します。

まず、今回のテーマである、差別解消法6年振り返ってなんですけど、私も皆さんと同じで、一定の成果は出たのかなと思います。それは法律ができることで、やはり言葉とか存在的な差別ということの理解は進んだのではないかと思います。これは第一段階だというふうに私は考えていまして、障がいのある方がいる、その方達が差別をされている実態はあるということを経験的に認知したっていうのは第一段階必要だったと思います。ここでの最大のデメリットは、差別が更に進んでしまう、特別視されて特別な差別されてる人だけの問題だというふうに捉えられるのが危惧するところなので、今、第二段階だと思っています。そのために、取組等もやっぱりパラダイムを転換していく必要があると考えています。それはあの、簡単な言葉で言うと、今までは差別されている障がい者がいるということに対する注目の仕方だったところを、差別をする私達がいるっていうところに目を向けていく必要があると思います。先ほど中島さんの方からご自身の経験があったと思うんですけど、差別というのは全ての人にあるものであって、それをただではいけないということで、しなくなる問題ではないので、では何故してしまうかということを変更して考えていく自分達の問題であるというふうに考えていくというのが第二段階の目標かなと思っています。

もう一つはやはり負担の問題、先ほど中島さんからもありましたけど、私達も研修をやる立場として、先日、聴覚障がいの方の研修受講の申し込みがあつて、リモートでオンデマンドの講義を受けるといふのを私達やってたんですけど、字幕が必要でっていうことになって、そうですねってなって、全部で12時間ぐらいの研修の動画を全て字幕を付けるっていうのやったんですけど、それも短時間全部作ったので、私の一緒に活動してる若者達とかに力を借りてやったはやったんですけど、やはり相当の時間もかかりましたし、お金も若者たちなんでちょっと安かったところがありますが、結構な負担だったんですね。これは絶対しなきゃならないと思ってやりましたが、そういうことって普通に真面目にやってると絶対出てくるので、そういう負担に関しては、負担を感じた時に、気軽に相談できる場所があるのが大事かなと思います。何が負担だと思うのかという事例が集まらなないと、どういう施策したらいいかわからないので、負担を感じる側、要は事業者側の相談窓口っていうものをちゃんと設けるべきだと思います。

あとコロナの影響に関して、いろいろ厳しい状況もあるんですけど、私は最近印象に残ったのは、リモートでの仕事が普及したことによって、発達障がい者の何人かの方から、とても仕事がしやすくなったと。今まで全然出勤するとか、定時で仕事するっていうのは全然できなくて、パフォーマンスが発揮できなかったが、自分のコンディションのいい環境で、時間帯で自分の仕事ができるっていうのは、もう今までは考えられないというふうにおっしゃった方が何人かいて、ああなるほどなと思ったのと、私自身も介護中なので、こうやって札幌に出てくるのって結構大変なんですけど、リモートの会議だと非常に参加しやすいついていうメリットもあるので、これは実は合理的配慮でやったことではなくコロナで偶然こうなったことなので、実はそういうことってあるんじゃないかって、今まで私たち、凝り固まった考えで、こうであるべきって考えてるからできなかったことが、実はできることが他にもあるんじゃないかなっていうふうに思った体験でした。

なので、これからの提案としては、まず、差別解消法が一つ目には障がい者の問題だけではなく、いろんな差別を受けている他の方々含めて、ユニバーサルとかダイバーシティへのきっかけになるような取り組みじゃないと駄目だなんていうのが1点目です。

それと後、人権擁護についても基本に立ち返る機会になるべきだと思っています。そのために、さっき大久保さんからもお話あったんですけど、取り残された方達いるって私は考えていて、一つには重度の方達、うちの娘も重度の障がいを持っているので全介助で、子どもが大きくなると、将来が見えるのかなって、ずっと思ってたんですけど、サービスはたくさん増えても、我が家の介護事情は年々、大変になる一方で、家から出づらくなっているんで、その重度の人たちの介護の問題。

あとは、逆にボーダー層ですね、障がいがあるかないかはっきりしない方の潜在の先程1割って話ありましたけどもっと多分いると思うので、そういうボーダー層へのサポートの問題、あと国の方では女性新法（困難女性支援法）も今できますけど女性の問題がかなり特に暴力、性暴力の被害で精神疾患を持っている方たくさんいて、まだ埋もれていますので、そういう方達の埋もれている、取り残されている方達の存在への意識っていうのが必要だと思います。

最後に、そういった実態が掴みにくいのが今の社会の課題だなど、本当は深刻なものがあのに、せっかく地域づくり委員会を作っても、申し立てが2件しかないというのは私はすごく残念ですし、今、委員の皆が言ってもたくさん事例は持っているけど、別に地域づくり委員会には上がらないっていう実態の乖離みたいなものがあるので、もっと身近な困っていることをたくさん集められるような機会とか仕組み新しいやり方が必要かなと思っています。

私は個人的に、昔、セツルメント活動という現場に出向いて政策に関わる人とか、大学の先生とか、学識経験者が現場に出向いて一緒に考えていくっていうことをやってたのが、好きなんですけど、現代版のセツルメントみたいなもので、例えば施設と一緒に暮らしてみるとか、体験してみるとか、なんか現場に出向いて、いろんなニーズを拾ってくる。それをもっと気軽に寄せられるようなITとか使った。SNSとかITとか、今、当たり前になっているので、そういった大胆な考え方も必要なかなというふうに思っています。

(保健福祉部長)

ありがとうございます。我々も地域づくり委員会は、大事だというふうに思っておりますので、今後いろいろな工夫をしながら、現場の皆様のご意見なりを吸い上げられるように、更に取り組んで参ります。

そのほか、各部の委員の皆様から何かご発言ございますでしょうか。よろしいですか。
(発言なし)

各部におかれましても、今伺ったご意見を念頭において取り組みを進めていただければというふうに思います。それでは最後に、知事から一言お願いいたします。

5 知事閉会コメント

(知事)

今日は本当に大変貴重な皆さんのお時間をいただきまして、それぞれのお立場で、具体的に経験をしたこと、現在もしていること、また、見聞きしたことも含めてお話をいただき、更にはにはその解決に向けたこういった考え方があるんじゃないかということ、それぞれお話をいただきました。

一定程度この法律に基づいた中での前進が見られるもの、まだまだ多くの課題がある、それが今の現実だと思います。また、多くの方々の声をいかにしてお聞きをして、一歩でも二歩でも前進をさせていくのか、こういうことを我々求められてると思います。また、行政のみならず、事業者の方々や関係するの方々、更には、先ほどお話ありましたが、全ての方がですね、当然、より意識を持っていただくことが、結果として、遠周りなようで、最も効果が出てくるということだと思います。行政が果たすべき役割は益々大きなものだというふうに思います。

今日いただいたそれぞれのお話についてもしっかりと各部署で受けとめた中で、貴重な時間をいただいた皆様に、お話いただいたことにしっかりと対応できるように、検討を進めていきたいというふうに思っております。

今後とも、各部署が連携をして全力で取り組んで参りますので、今日、時間の限りがございますので、ちょっとこれ言い忘れたとかですね、帰り道に思い出してとか、そういうこともあるかと思っておりますので、またその部分をですね、お気づきの点ございましたら、教えていただけたら大変ありがたいというふうに思っています。今後とも、是非ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。本日、本当にありがとうございました。

6 閉会

(保健福祉部長)

ありがとうございました。

本日のご意見を踏まえて、今後とも、施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

予定の議題は全て終了しました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございました。

— 終了 —